

民 事 法

・解答上の注意

1. 問題用紙は3頁、解答用紙は3枚（各問について1枚）、下書用紙は1枚です。
2. すべての解答用紙に、一橋大学の受験番号を記入してください。氏名は絶対に記入しないでください。
3. すべての問題に解答してください。民法 第1問、民法 第2問、民事訴訟法の配点比率は、1：1：1です。
4. 解答用紙は、問題ごとに異なります。それぞれ正しい用紙に解答してください。
5. 解答は横書きにして、1問につき1枚の解答用紙に収めてください。解答用紙の追加、交換はしません。解答用紙は、白紙である場合も含め、すべて提出してください。
6. 解答用紙の余白は採点者が使用するので、誤字脱字の訂正のほかは使わないでください。
7. 問題の内容についての質問には、応じません。
8. 貸与した六法に、書き込みをしてはいけません。
9. 試験終了後、問題用紙と下書用紙は、持ち帰ってください。

民法 問1問

以下の両問に解答しなさい。なお、必要があれば、適宜「場合分け」をして論じなさい。

(1) Aは、1980年に、自己所有の甲土地(山林)をBに売却して引き渡したが、登記はA名義のままになっていた。これをいいことに、1985年に、Aは、甲土地をCに売却して登記もCに移転してしまった。その後、1990年になって、Bが、Cに対して、時効により甲土地の所有権を取得した旨を主張することができるか、論じなさい。

(2) 上の事例で、1995年に、CがDから借金をして、その債権を担保する為に、甲土地にDの為に抵当権を設定して登記もしたとする。2005年になって、Bが、Dに対して、時効により甲土地の所有権を(原始)取得した旨を主張して抵当権の登記の抹消を求めることができるか、論じなさい。

民法 第2問

Aは、BからB所有土地を賃借し、建物を建築して所有していたが、この地上建物についてCのために譲渡担保権を設定し、所有権移転登記も経由した。ところが、AがBに対する賃料の支払いを怠ったことから、Bは、これを理由にAとの土地賃貸借契約を解除した。

Bは、Aに対して賃貸借契約終了に基づき、建物退去・土地明渡しと未払い賃料を請求するとともに、Cに対して土地の所有権に基づき建物収去・土地明渡しを請求した。

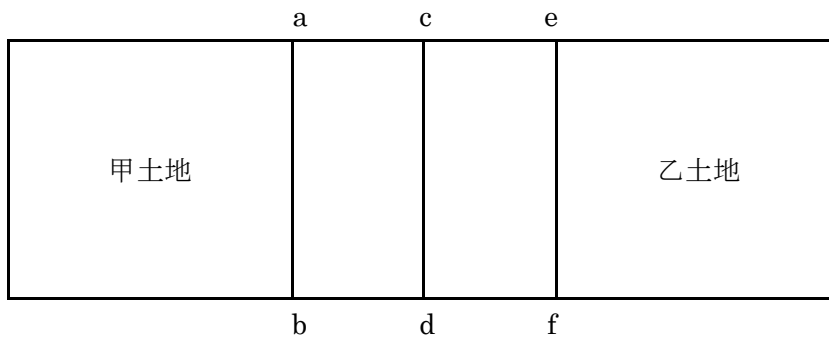
Bからの請求に対し、Cは次のように反論している。

- ① 自分は担保権を有するにすぎないのでそのような義務はない。
- ② 譲渡担保権の設定により、所有権がCに移転するなら、土地賃借権も当然Cに移転しているはずである。

問 Cの反論について、その根拠を簡潔に説明したうえで、Bの請求が認められるかどうかについて、論じなさい。

民事訴訟法

Aは東京都に自宅を有しているが、千葉県にも甲土地を所有し、所有権登記の名義人となっていた。甲土地の東側に隣接する乙土地は、Bが1990年に前所有者から購入して所有権移転登記を経由していた。Aは2017年に死亡して、CDEがAの相続人となった。CDE間で遺産分割協議が調わず、千葉家庭裁判所に遺産分割の審判を申し立てていたところ、甲乙間の境界が確定しないことが判明し、手続きが進められないでいた。そこで、CDEはBを相手に、甲土地と乙土地の境界は下記の図のcdを結ぶ線であることの確定を求める訴えを千葉地方裁判所に提起した（以下、「本件訴え」という。）。



- (1) 本件訴えにおいて、Bは、abを結ぶ線こそが境界であると主張しつつ、仮にそうでもなく、abを結ぶ線まで土地を時効取得したため、cdで境界を求める本件訴えは不適法であると反論した。裁判所は、真実の境界については確信が得られないものの、諸般の事情を考慮するとcdではなく、efを結ぶ線が境界である可能性が高く、また、abdcで囲まれた土地はBにより時効取得されていると判断した。裁判所は、どのような判決を出すべきか。Bからの反論も踏まえて論じなさい。
- (2) 裁判所は、abを境界線とする判決を言い渡したとする。その結果を聞いたCが、これ以上争うのはやめて遺産分割協議に入りたいと強く主張したので、BCDEで話し合い、境界については第一審限りでこれ以上争わない旨の合意をした。しかしながら、判決の内容に納得のいかないDは単独で控訴をした。控訴審裁判所はこの控訴をどのように扱うべきか、論じなさい。